

入間市の政治に参加する会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、入間市の政治に参加する会と称し、主たる事務所を埼玉県入間市内におく。

(目的)

第2条 本会は、入間市の政治に参加することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は他の政治団体等に属していない者で構成し、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名 副会長 1 名 理 事 若干名 監 事 1 名 会計責任者 1 名 会計職務代行者 1 名

(役員の選出及び任期)

- 第6条
- 1 役員は、総会において選出する。
 - 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条
- 1 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
 - 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって当てる。

(会計年度及び会計監査)

- 第9条
- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
 - 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項(罰則規定等を含む)については役員会で決定する。

附 則 本規約は、令和7年11月18日より実施する。